

○経済産業省告示第六号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

経済産業大臣 世耕 弘成

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針（平成二十六年経済産業省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事	二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事

項

イ・ロ 「略」

ハ 機構が講ずべき支援措置

(1) 「略」

(2) 機構は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）

第四百四十条第一号に掲げる投資事業を行う投資事業有限責任組合（以下「再生ファンド」という。）への出資事業を通じて、事業再生に取り組む中小企業に対する資金供給の円滑化を図るものとする。

(3) 機構は、法第四百四十条第二号から第四号までの規定に基づき、個別案件への対応を

項

イ・ロ 「略」

ハ 機構が講ずべき支援措置

(1) 「略」

(2) 機構は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）

第三百三十三条第一号に掲げる投資事業を行う投資事業有限責任組合（以下「再生ファンド」という。）への出資事業を通じて、事業再生に取り組む中小企業に対する資金供給の円滑化を図るものとする。

(3) 機構は、法第三百三十三条第二号から第四号までの規定に基づき、個別案件への対応

実施する業務、認定支援機関に対する専門家の派遣その他の協力を実施する業務及び認定支援機関の実施する中小企業再生支援業務を評価し、その結果を経済産業大臣に報告する業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第二項第一号に基づき、認定支援機関の行う中小企業再生支援業務について認定支援機関に対し助言等の支援業務を行う部署として中小企業再生支援全国本部（以下「全国本部」という。）を設置する。また、機構は、全国本部及び認定支援機関の行う業務のあり方に関する事項等

を実施する業務、認定支援機関に対する専門家の派遣その他の協力を実施する業務及び認定支援機関の実施する中小企業再生支援業務を評価し、その結果を経済産業大臣に報告する業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第二項第一号に基づき、認定支援機関の行う中小企業再生支援業務について認定支援機関に対し助言等の支援業務を行う部署として中小企業再生支援全国本部（以下「全国本部」という。）を設置する。また、機構は、全国本部及び認定支援機関の行う業務のあり方に関する事項

を審議する委員会を置く。

等を審議する委員会を置く。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日（平成三十年九月二十五日）から施行する。